

奈良県立図書館情報館管理運営規則及び奈良県立図書館情報館公文書等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十八号

奈良県立図書館情報館管理運営規則及び奈良県立図書館情報館公文書等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

(奈良県立図書館情報館管理運営規則の一部改正)

第一条 奈良県立図書館情報館管理運営規則(平成二十年三月奈良県規則第五十五号)の

一部を次のように改正する。

第三条及び第六条から第十条までの規定中「館長」を「副館長」に改める。

(奈良県立図書館情報館公文書等の取扱いに関する規則の一部改正)

第二条 奈良県立図書館情報館公文書等の取扱いに関する規則(平成二十年三月奈良県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第九条」を「第十条」に改め、同条第二号中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第三条から第七条まで及び別表第二中「館長」を「副館長」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。